３　前項の規定により読み替えられた新規則第一条の十六第二項ただし書の規定の適用がある場合における同項ただし書に規定する指定対象期間に係る指定をされた都道府県等は、前二項の規定にかかわらず、令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの期間に係る指定を受けるために、新規則第一条の十六第一項に規定する申出書等を提出することができる。この場合において、当該都道府県等が行う当該申出書等の提出については、同条及び新規則第一条の十七の規定を適用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十条　地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（地方税法施行規則の一部改正）	（地方税法施行規則の一部改正）
第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。	**第一条**　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。
［略］	［同上］
第九条の二第七項第二号中「第九項第二号」を「第十二項第二号」に、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「第九条の四第一項第二号及び第十項第二号」を「以下この条及び第九条の四」に、「当該自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。	第九条の二第七項第二号中「第九項第二号」を「第十二項第二号」に、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「第九条の四第一項第二号及び第十項第二号」を「以下この条及び第九条の四」に、「当該自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第百四十九条第一項第二号」を「第百四十九条第一項第二号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。
9　法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。	［同上］
第九条の二第六項中「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第百四十九条第一項第二号」を「第百四十九条第一項第二号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。	［同上］
［略］	［同上］
附則に次の二条を加える。	附則に次の二条を加える。
（政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類）	（政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類）
［第二十五条　略］	**［第二十五条**　同上］
（政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類）	（政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類）
第二十六条　［略］	**第二十六条**　［同上］
［2～7　略］	［2～7　同上］